

第2章 復興計画

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

第1 基本方針の決定

町は、県と連携し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 改良復旧

町及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。このとき、被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、町は、復興都市計画原案として都市計画マスタープランを活用し、県と協力して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定するとともに、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて町民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実に努める。

なお、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）、不動産登記の保全等に努める。

第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(2) 職員の派遣

県、市町は災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

国および県、市町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

国および県の職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁および県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

